

北九州市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(目的)

第1条 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、日常生活における負担を軽減することを目的として実施する北九州市子育て世帯訪問支援事業(以下、「本事業」という)について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は北九州市とし、本要綱に基づき委託等により実施する。

(支援機関)

第3条 事業者は、第17条の規定に基づき登録された事業者とし、北九州市子育て世帯訪問支援事業支援計画表に基づき、第5条の支援を提供する。

(対象者)

第4条 子育て世帯訪問支援事業の派遣をうけることができるもの(以下「対象者」という。)は、(1)から(4)のいずれかに該当する家庭。ただし、介護保険制度等、他の公的サービスの対象となるものを除く。

- (1)要保護児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (2)ネグレクト状態にある家庭、虐待のおそれのある家庭
- (3)特定妊婦がいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (4)その他、事業の目的を鑑みて、市が特に支援が必要と認めた家庭(養育者の体調不良、ヤングケアラー等)

2 第1項の規定にかかわらず、訪問中に対象者(養育者)が在宅していない等の事由により、訪問支援員を派遣することが適切でないと市長が認めた場合は、対象者としないことができる。

(委託の内容)

第5条 訪問支援員が行う家事及び育児の支援(以下「サービス」という。)は、次の表に掲げるもののうち、市長が必要と認めたものとする。(當利事業及び各種祭事等にかかるもの、介護保険制度など他の公的サービスの対象となるものは除く。)

区分	支援の内容
(1)家事に関するもの	<ul style="list-style-type: none">ア 食事の準備イ 衣類の洗濯及び補修ウ 居室等の掃除及び整理整頓エ 生活必需品の買い物オ その他必要な家事支援
(2)育児に関するもの	<ul style="list-style-type: none">ア 授乳、食事の準備イ おむつ、衣類交換ウ 淋浴、入浴エ 適切な育児環境の整備オ その他必要な育児支援

2 訪問支援員または事業者責任者は、必要に応じて訪問対象者の支援に関する検討会議(以下「支援検討会議」という。)へ出席するものとする。

(サービスを行う時間及び回数)

第6条 サービスを行う時間及び回数は、次のとおりとする。

- (1) 時間は、1回のサービスにつき120分以内とする。
- (2) 回数は、原則1日2回まで、20回以内とする。

(サービスを行う日、時間帯及び場所)

第7条 サービスを行う日、時間帯及び場所は、次のとおりとする。

- (1) サービスを行う日は、月曜日から金曜日まで(閉庁日を除く)とする。
- (2) 時間帯は9時から18時までの間とする。
- (3) 場所は、対象者の自宅とし、自宅以外又は市外への派遣は行わない。

(利用の申請)

第8条 サービスを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、北九州市子育て世帯訪問支援事業利用申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。提出窓口は居住地の区役所保健福祉課とする。

2 申請者が、生活保護世帯又は市県民税非課税世帯の場合は、前項の規定にもとづく申請を行う際に、いずれかに該当することを証する書類を提出するものとする。

(承認及び通知)

第9条 第8条第1項の規定に基づく申請があったときは、申請者の世帯の生活状況等を把握するため、北九州市子育て世帯訪問支援事業アセスメントシート(第1号様式の2)を利用し、本事業による支援の必要性や目標を申請者とともに確認するものとする。

2 市長は、第8条の申請内容や第1項の確認内容に基づき、サービス利用の承認又は不承認を決定するとともに、その旨を北九州市子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書(第3号様式)又は北九州市子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書(第3号様式の2)により、申請者に対し、速やかに通知するものとする。

3 第2項の規定に基づきサービスの利用を承認した場合は、その旨を第13条の規定に基づき、受託した事業者(以下「受託事業者」という。)に対し、北九州市子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書(第3号様式の3)により、速やかに通知するものとする。

4 サービスの利用を承認された対象者は、初回利用希望日時を速やかに区役所保健福祉課に連絡し、詳細について取り決めるものとする。

(利用勧奨・措置)

第10条 市長は、本事業の利用が必要と認められる者について、本事業の利用を勧奨しなければならない。

2 利用勧奨は、口頭又は文書により通知を行うものとする。

3 利用勧奨を実施したにも関わらず、措置対象者の社会経済的状況に変化が見られず、疾病その他やむを得ない事由により、利用申請を行うことができないなど、事業を利用する事が著しく困難であると市長が認めた場合は、本事業を措置として実施することができる。ただし、措置対象者が事業の利用を明確に拒絶している場合は除く。

4 前項に基づく措置の実施に当たって、申請者の世帯の生活状況等を把握するため、北九州市子育て世帯

訪問支援事業アセスメントシート(第1号様式の2)を利用し、本事業による支援の必要性や目標を申請者とともに確認するものとする。

5 措置対象者が、生活保護世帯又は市県民税非課税世帯の場合は、いずれかに該当することを証する書類を提出するものとする。

(措置決定通知書)

第11条 前条第3項の規定に基づき本事業の実施について措置を開始することを決定したときは北九州市子育て世帯訪問支援事業措置決定通知書(第10号様式)により、措置を解除することを決定したときは措置解除通知書(第10号様式の2)により、それぞれ措置対象者に対し通知しなければならない。

2 前項の規定に基づき措置を開始することを決定した時は北九州市子育て世帯訪問支援事業措置決定通知書(第10号様式の3)により、措置を解除することを決定したときは措置解除通知書(第10号様式の4)により、それぞれ受託事業者に対し通知しなければならない。

(支援計画の作成及び支援評価)

第12条 区役所保健福祉課は、関係者と協議の上、申請者に係る支援目標、訪問支援員の派遣内容等を定めた北九州市子育て世帯訪問支援事業支援計画表(第2号様式)を作成するものとする。

2 支援中必要時や支援終了時には、北九州市子育て世帯訪問支援事業支援評価表(第2号様式の2)により支援内容の評価を行うものとする。

(訪問支援員の派遣)

第13条 受託事業者は、第9条第3項の通知を受けた後、対象者宅に訪問支援員を派遣し、支援を行うものとする。但し、対象者が在宅の場合に限る。

2 受託事業者は初回訪問時には、対象者や区役所保健福祉課職員と北九州市子育て世帯訪問支援事業支援計画表(第2号様式)に記載されている支援内容等について確認を行うものとする。

(変更の申請等)

第14条 サービスの利用を承認された対象者は、日程を変更又は中止する必要が生じた場合は、当該利用日の前日(閉庁日を除く)の17時までに、直接、受託事業者に連絡するものとする。

2 前項の期日を過ぎて連絡があった場合は、キャンセルとして取り扱い、利用回数として計上するものとする。また、受託事業者はキャンセル料を委託料として請求することができるものとする。

3 居住地や利用する子育て世帯訪問支援事業者の変更(中止)等が生じたときは、北九州市子育て世帯訪問支援事業利用変更(中止)申請書(第4号様式)により、速やかに市長に申請しなければならない。

(変更措置等)

第15条 市長は、前条の規定に基づく変更(中止)の申請があったとき、やむを得ない理由があると認めるとときは、サービスの内容を変更し、又は中止することができる。

2 市長は、前項の規定に基づきサービスの内容を変更又は中止する場合は、北九州市子育て世帯訪問支援事業利用変更(中止)承認通知書(第4号様式の2)にて、申請者に通知するとともに、北九州市子育て世帯訪問支援事業利用変更(中止)決定通知書(第4号様式の3)にて、受託事業者に通知するものとする。

(利用料)

第16条 サービスを利用した者(以下「利用者」という。)が負担する利用料は別表1に定める。

2 利用者は、訪問支援員が生活必需品の買い物その他のサービスを行なう際、移動のための交通費等を必要とする場合は、当該交通費等の実費相当額を負担するものとする。

3 利用者は、前項に規定する実費相当額を、サービスを行う受託事業者に支払うものとする。

(事業者の登録)

第17条 市長は、本事業について、登録を受けようとする事業者に対して、必要な審査を行い、適切な事業運営が確保できると認められる事業者を登録するものとする。

(委託料)

第18条 市長は、受託事業者に対し、サービス提供に要する費用および支援検討会議への出席費用として、別表2に定める委託料を支払う。

(訪問支援員の要件)

第19条 受託事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす者を、訪問支援員として選定するものとする。

(1) 子育てに関する知識や経験があり、利用者からの相談等に対応できる能力を有している者、または保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士、訪問介護員の資格を有する者であること。

(2) 心身ともに健全であること。

(3) 家事又は育児に関する支援を適切に実行する能力を有すること。

(4) 以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待、児童福祉法第33条の10第1項に規定する被措置児童等虐待又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第27条の2第1項(学校教育法(昭和22年法律第26号)第28条第2項(同法第82条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)に規定する入園児虐待を行った者

(訪問支援員の研修)

第20条 受託事業者は、訪問支援員に対し、資質向上のために必要な研修を実施しなければならない。

(身分証明書の携帯等)

第21条 訪問支援員は、サービスを行う際に、常に受託事業者が発行する身分証明書を携帯し、利用者の訪問時に必ず提示しなければならない。

2 訪問支援員は、サービスを行ったときは、その都度、北九州市子育て世帯訪問支援事業利用確認書(第5号様式)により、利用者からサービス履行の確認を受けなければならない。

(資格を有する責任者の確保)

- 第22条 受託事業者は、利用者について訪問支援員からの相談に応じられる体制を確保するために、保健師、助産師、看護師、保育士、幼稚園教諭又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の管理者のいずれかの資格を有する責任者を確保しなければならない。資格を有する責任者の確保が難しい場合は、資格を有する者により、相談に応じられる体制を整えなければならない。
- 2 受託事業者は、前項の有資格者について、北九州市子育て世帯訪問支援事業有資格者届出書(第8号様式)を作成し、市長に届け出なければならない。
- 3 前項の届出の内容について変更があった場合についても、前項と同様に届け出なければならない。

(報告及び費用の請求)

- 第23条 受託事業者は、本事業の実施及び実施に関わる委託料について、次に定める書類を各区役所保健福祉課に、当月分を翌月5日までに提出し、報告及び請求するものとする。
- (1) 北九州市子育て世帯訪問支援事業利用確認書（第5号様式）
- (2) 北九州市子育て世帯訪問支援事業利用結果報告書(第5号様式の2)
- (3) 北九州市子育て世帯訪問支援事業実施報告書(第6号様式)
- (4) 北九州市子育て世帯訪問支援事業委託料請求書(第7号様式)
- 2 前項各号に定める様式は、市長が認めた他の様式に代用することができるものとする。

(費用の支払い)

- 第24条 市長は、前条の規定に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、支払い要件を満たしているものについて、委託契約に基づき支払いを行うものとする。

(帳票類の整備等)

- 第25条 受託事業者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。
- 2 市長は、受託事業者に対し、帳票類の提出又はサービスの内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

(帳票類の保管及び廃棄)

- 第26条 帳票類は、5年間保存しなければならない。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅質、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。
- 2 保存年限の過ぎた帳票類を廃棄する場合は、裁断または溶解処理を確実に実施するものとする。

(事業所の届出)

- 第27条 受託事業者は、本事業を行う市内の事業所及びサービス提供地域について、北九州市子育て世帯訪問支援事業事業所届出書(第9号様式)を作成し、届け出なければならない。

(事故及び損害の責任)

- 第28条 受託事業者は、その業務により生じた事故及び損害については、北九州市に故意または重過失のない限り、受託事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

2 受託事業者は、その業務により生じた事故等について、速やかに書面により、市長へ報告しなければならない。

(事業内容の改善)

第29条 市長は、北九州市子育て世帯訪問支援事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう、受託事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第30条 北九州市子育て世帯訪問支援事業を実施するにあたっては、派遣の記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(暴力団の排除)

第31条 暴力団又は暴力団員、並びにこれらと密接な関係を有するなどの反社会的勢力等に該当する者は、本事業の従事者として選任しない。

2 市は本事業の従事者が前項の規定に該当することが明らかとなった場合は、その選任を取り消すものとする。この場合において、相手方に損害があっても、市はその損害の賠償の責めを負わない。

3 前項の規定により従事者の選任を取り消した場合において、市は相手方がすでに市から受けている委託料その他の金銭等の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(その他)

第32条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

様式目次

- | | |
|---------|------------------------------|
| 第1号様式 | 北九州市子育て世帯訪問支援事業利用申請書 |
| 第1号様式の2 | 北九州市子育て世帯訪問支援事業アセスメントシート |
| 第2号様式 | 北九州市子育て世帯訪問支援事業支援計画表 |
| 第2号様式の2 | 北九州市子育て世帯訪問支援事業支援評価表 |
| 第3号様式 | 北九州市子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書 |
| 第3号様式の2 | 北九州市子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書 |
| 第3号様式の3 | 北九州市子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書 |
| 第4号様式 | 北九州市子育て世帯訪問支援事業利用変更(中止)申請書 |
| 第4号様式の2 | 北九州市子育て世帯訪問支援事業利用変更(中止)承認通知書 |

- 第4号様式の3 北九州市子育て世帯訪問支援事業利用変更(中止)決定通知書
- 第5号様式 北九州市子育て世帯訪問支援事業利用確認書
- 第5号様式の2 北九州市子育て世帯訪問支援事業利用結果報告書
- 第6号様式 北九州市子育て世帯訪問支援事業実施報告書
- 第7号様式 北九州市子育て世帯訪問支援事業委託料請求書
- 第8号様式 北九州市子育て世帯訪問支援事業有資格者(変更)届出書
- 第9号様式 北九州市子育て世帯訪問支援事業事業所届出書
- 第10号様式 北九州市子育て世帯訪問支援事業措置決定通知書(措置対象者用)
- 第10号様式の2 北九州市子育て世帯訪問支援事業措置解除通知書(措置対象者用)
- 第10号様式の3 北九州市子育て世帯訪問支援事業措置決定通知書(事業者用)
- 第10号様式の4 北九州市子育て世帯訪問支援事業措置解除通知書(事業者用)

(別表1)サービス利用料(1回あたり)

市民税非課税世帯、生活保護世帯、措置による事業実施世帯	無料
上記以外	500円

(別表2)委託料

サービス提供費用(1回当たり)	5,000円
利用料減免世帯のサービス提供費用加算	500円
キャンセル料(1回当たり)	1,300円
支援検討会議の出席(1回当たり)	6,000円